

## 第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第5回）議事録

日時 平成20年2月22日（金）午後1時半～3時半

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者19名（欠席8名）

### 議 題

議題1 各論 第1章「啓発・広報」及び第7章「ｽｰｯｸﾞﾙｰｼﾞｮﾝ、文化及び国際交流」の修正案について

議題2 各論 第6章「生活環境」について

### 議事概要

#### 1 開会

#### 2 委員の交代について

第1号委員の入江委員が2月1日付で委員を辞退されたため、後任として、同じオアシス家族会より、副代表幹事の山崎様に委員を委嘱しました。

##### 山崎委員

「ただいまご紹介いただきました山崎です。昨年の暮れ、従前、NPOオアシス家族会と称しておりましたが、NPO化を断念しまして、任意団体として、オアシス家族会に改称しました。その時点で、入江理事長が代表幹事を宮本に譲り、私が副代表幹事として就任した次第です。この策定委員会については、入江にかわり、私が出席することとなりましたので、よろしく願いいたします。」

#### 3 議題1

各論 第1章「啓発・広報」及び第7章「ｽｰｯｸﾞﾙｰｼﾞｮﾝ、文化及び国際交流」の修正案について

事務局から修正案について説明

##### 事務局

「前回第4回委員会の中でご指摘があった点を、各関係課と検討しまして、修正しましたので、ご説明します。初めに、総論「基本的考え方」の中で、障害者自立支援法の利用者負担の記載についてご指摘をいただきましたが、こちらについては厚生労働省が出しておりますパンフレットに「サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実」とありますので、こちらにあわせる形で記載させていただきます。なお、来年、厚生労働省で障害者自立支援法の見直しが行われる予定となっています。この記載も変更の必要がある場合には見直しを行っていきたいと思います。次に各論第1章「啓発・広報」ですが、まず1「基本方針」の箇所でご指摘がありました「その人なりの役割を、誰もが社会の中で果たしています」という文章で、何を果たしているかがわかりにくいのではというご指摘がありました。この記載については、障害のある人もない人も、誰もが社会の中でそれぞれの役割を果たしていますという文章であり、個人個人の果たす役割は異なるものだと思います。ですので、ここで具体例として何か記載するのは困難なことから、この記載につきましては現状のままでお願いしたいと思います。もし、こう記載したほうがいいという案があれば、ご意見をいただければと思います。次に、2「現状と課題」の、地域との交流の項目で、地域活動支援センターや作業所の活動の幅が当時より広がっており、地域の中の活動が当時より多様化していることが表現されていないのご指摘ですが、これについては、「障害福祉施設や

地域活動支援センターなどでは、リサイクルショップ、陶芸教室、廃品回収、物品販売、地域新聞の配布など、さまざまな創作的活動と生産活動を行っております。それらを通して利用者が地域と積極的につながりを持ったり、施設のお祭りや講演会、音楽会などのイベントを開催し、地域住民に参加を呼びかけています。このような活動を今後ますます促進していく必要があります。」と、修正しました。また、特別支援学校に対しての記載については、県立特別支援学校の記載が欠けているとのご指摘がありましたが、特別支援教育を担当している総合教育センターに確認したところ、県立特別支援学校とは、進路対策委員会や特別支援連携協議会、特別支援教育振興大会等で、日ごろから連携を図っているとのことでした。この点については、この計画の中のどこかで記載したいと思っております。そのことを踏まえ、この章ではこのままでお願いしたいと思います。次に、啓発・広報活動について、特別な行事の記載ばかりで、日常的に行われている広報活動の記載が欠けているとのご指摘については、総体的な記載として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。今後とも、日常の業務をはじめ、あらゆる機会を通して、障害及び障害のある人を理解するための啓発活動や広報活動を行っていく必要があります。」と追加しております。「啓発・広報」の章に関しては以上です。続いて、各論第7章「スポーツ・レクリエーション、文化及び国際交流」については、まず、国際交流についての項目で、精神障害の分野で、船橋市地域活動支援センター、こんぼーにて国際交流を行っているとの情報をいただきましたので、「障害のある人による国際交流については、例えば北総育成園が平成5年に韓国・全州恩花学校と姉妹結縁を行い、平成7年には、同園の演劇グループがデンマークで公演、平成16年には車いす社交ダンス普及会船橋支部がヘイワード市を訪問しました。また民間の事業所による自主的な交流活動として、海外の事業所との交流や、外国人講師の招聘など、多様な活動が行われています。今後ともこうした交流活動の促進を図る必要があります。」とさせていただきます。修正、追加は以上になりますが、このほかにもたくさんのご要望をいただきました。そちらについては、各担当課へ要望していきたいと思っております。」

仙波委員長

「国際交流の項目の中で、全州恩花学校と姉妹結縁となっておりますが、「結縁」でいいのでしょうか。普通に使われるのは、「提携」ではないかと思えます。」

事務局

「改訂版のときからこのような記載となっております。これについては、確認したいと思います。」

仙波委員長

「県立特別支援学校は、別の章の中で記載するという事で、忘れないで取り上げていただきたいと思います。ご発言なされた方、提案なされた方は、この訂正で構わないでしょうか。」

伊藤委員

「前回指摘させていただき、会で新しい文章をつくり、事務局にお渡ししました。それを踏まえてつくっていただき、地域活動支援センターや作業所の活動の幅の広がりを感じられる文章になっていると思えます。」

仙波委員長

「ではこの修正案については、これによろしいでしょうか。では、次に進みたいと思えます。」

#### 4 議題 2

各論 第6章「生活環境」について

事務局から「生活環境」について説明

事務局

「今回の「生活環境」の章の内容に入る前に、この章の大きな変更点として、バリアフリー新法と、ユニバーサルデザインの概念があります。先に、この2点について説明いたします。まず、バリアフリー新法ですが、これまでは高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すために、不特定かつ多数が利用する建築物において、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるような整備を促進し、良質な建築物のストックの形成を図ることを目的としている「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、駅などの旅客施設を新たに建設する場合や、バスなどの車両を新たに導入する場合、バリアフリー基準（移動円滑化基準）への適合を義務づけた「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」によって、バリアフリー化の推進が図られてきました。しかし、施設ごとにばらばらにバリアフリー化が進められたことにより、連続的なバリアフリー化が図られていない。ソフト面での対応が不十分などの課題があったことから、平成18年から施行されたバリアフリー新法では、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されるようになりました。また、駅を中心とした地区、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められます。さらに、住民参画などのソフト面での施策の充実も、図られることになりました。次に、ユニバーサルデザインについてですが、ユニバーサルデザインは、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが、可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることと定義されております。バリアフリーは、障害のある人やお年寄りには、いろいろな不便、バリアが社会の中にあるので、それを除こうという考えであるのに対して、ユニバーサルデザインは、最初からバリアをつくらない、より多くの人に使いやすいものにしようという考えです。バリアフリーが、主に障害のある人やお年寄りのためだけに考えられたものであるのに対して、ユニバーサルデザインは、乳母車の人や荷物を引いている人、小さなお子さんを連れている人など、より多くの人が使えようと考えられたものとなっています。このバリアフリー新法とユニバーサルデザインの2点が、第6章の大きな変更点となっております。では、第6章「生活環境」の中身に入りたいと思います。新しい施策について順番に説明いたします。まず、障害のある人の入居の促進の項目については、市では市営住宅の入居に際し、一定の条件を満たした障害者世帯について、市営住宅の入居に一定の優遇措置を設けています。今後もそれを推進し、障害のある人の住宅を確保するという意味で、記載しております。次に、民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進の項目ですが、昨年9月から始まった事業で、保証人の確保ができず、民間賃貸住宅への入居に苦慮している方に対し、入居の支援を行い、入居促進を行っている事業として、これまでは住宅の確保はできなかった人への支援として、大きな意義を持つものと考えております。次に、交通安全施設の整備という項目ですが、車両の通過と歩行者の横断が交わらないように青のタイミングを分離している「歩車分離式信号」や、青であることを視覚障害者に知らせるために誘導音の鳴る装置のついた「音響装置付信号」などの交通安全施設の導入の促進について記載しています。実際に導入を行うのは警察ですが、市としても警察に対して、そのような交通安全施設の導入を働きかける必要があることから、記載しております。次に、福祉避難所の設置があります。近年、災害時の障害のある人や高齢者など要援護者の支援策の充実が急務であると言われており、緊急一時入所の協定締結の項目とあわせて、要援護者支援策として記載しました。支援体制の充実には、関係機関の連携が重要なことから、関係部局の連携の強化についても記載しております。今年度から関係各課にて、災害時要援護者対策推進委員会を設置し、支援体制の強化を図っています。まだ設置したばかりで、具体的な施策は打ち出されておきませんが、今後、この委員会において連携を強化し、支援体制の具体化を図っていきます。新規項目については以上です。」

#### 宮代委員

「障害のある人の住宅の確保、入居の促進は、非常に重要なことです。障害者自立支援法の中でも地域移行の促進が大きな流れとしてあります。その中で、公営住宅のグループホーム等への活用は、厚生労働省でも以前から言っていますが、なかなか進んでいません。これから地域移行が大きな課題になってきますので、実情は難しい点もあるかと思いますが、障害のある方が公営住宅を利用することについて、促進するというような記載をお願いした

いと思います。」

三井委員

「市営住宅の障害者の方の入居のことが出ていますが、私は塚田地区なものですから、塚田地区の行田町のあたりに、フォレストシティという住宅ができて、障害者も入居できるということだったのですが、周辺が障害者の方が生活できる環境ではありませんでした。なかなか市営住宅を建てる土地の確保は難しいと思いますが、障害者の方のことを考え、できるだけ利便性のことも配慮に入れていただきたいと思います。」

仙波委員長

「この問題は私も深く関心があります。精神障害者の社会的入院についても、地域移行が国の方針ですから、かなりの住宅の確保が必要です。それを全て民間だけでやるのは困難です。そこで一つの方策として、公営住宅の活用がぜひ必要だと思います。」

三井委員

「もう一つ、交通安全施設の整備の箇所ですが、現在でも高齢者の方、障害者の方が道路を渡り切れず、交通事故に遭ったというのも聞いております。この信号の変わる時間については十分配慮していただきたいと思います。」

仙波委員長

「信号機に、時間の標示がでるものがありますが、船橋ではどの程度の普及率なのでしょうか。」

事務局

「時間の表示が出るものは見たことがありませんが、例えば市役所へ入ってくるところの信号は、ボタンを押すと渡る時間が少し長くなるようになっております。」

山崎委員

「障害のある人の方の入居の促進の項目ですが、「障害のある人」という表現は、3障害すべて含んでいるという解釈でよろしいでしょうか。」

事務局

「3障害すべて含んでおります。」

山崎委員

「精神障害者に対する入居促進については、ハード的な配慮よりも、ソフト的な配慮、例えば、身近にいて相談できるような方がいるなどの配慮が必要になってくると思います。そのような点でも配慮をお願いしたいと思います。」

仙波委員長

「障害者自立支援法では、3障害同じ福祉サービスが、理念ですので、それを考慮する必要があります。ただ細かい点ではいろいろな差があると思います。身体障害の場合は、バリアフリーが極めて重要ですし、知的障害や精神の場合はソフト面での配慮が必要だということで、それぞれの特性はありながらも、3障害同じ方向でというのが理念となっております。」

御郷委員

「以前住宅政策課へ伺った時のお話ですと、市で1棟住宅を借り上げたときは、障害者は1部屋、高齢者は1部屋、母子は1部屋と、大体の基準をつくっているとのことでした。障害者自立支援法が発足して、3障害一元化となると、それでは少ないと思いますので、もう少し基準を緩和していただければと思います。」

#### 宮代委員

「福祉避難所の設置についての記載がありますが、これは大変すばらしいことだと思います。阪神・淡路大震災の時に、現地で、障害のある方が安心して避難できるような場所がなく、非常に厳しい状況でした。そういう中で、福祉避難所の設置というのは、非常に有効だと思いますし、市内にある施設を社会資源として有効活用をしながら、私ども施設連絡協議会等もありますので、ぜひ意見交換をしながら連携して、必要ならば長期間避難できる体制を、つくり上げていきたいと思っております。」

#### 御郷委員

「市でも10年以上前は、防災の日に一ヶ所で大きなイベントを実施していたことがあると思いますが、最近は小さく地域でやっています。以前のものには、一般市民の方が何千人も見えていますから、そこに障害者も参加することで、理解が非常に深まります。なので、防災の日に大きなイベントを設けていただき、防災の意識と障害者の理解の意識を高めていければと思います。」

#### 篠崎委員

「福祉避難所のことですが、阪神・淡路大震災のときに、聞こえない人も通常の避難所に入ったため、情報伝達がすべて音声で行われたため、例えば食料がもらえなかったりと、基本的な配慮がされていないことが、大きな問題になりました。ですから福祉避難所では生活していく上で必要なことや情報がきちんと目で見えてわかるような形でできる仕組みをつくっていただきたいと思います。」

#### 橋本委員

「災害時要援護者台帳の件ですが、作成して、それをどういう形で活用するかが問題だと思います。ただ台帳をつくるだけでなく、誰が誰を支援するというところまで、突き詰められれば一番良いと思いますので、そのような方向づけをしていただきたいと思います。」

#### 事務局

「災害時要援護者台帳の作成、その後の台帳を活用しての支援ですが、今、市の中で、災害時要援護者台帳をどのように作るかを協議しております。その方針が決まった後に、今度は地域とどのように連携してサポートしていくのかを協議していきます。災害が起きたときに、直後に市として支援を行うのは、事実上不可能でありますので、その点については地域との連携を図っていききたいと思います。また地区社会福祉協議会では、安心登録カードなど、独自の活動をしている地域もありますので、それらとの連携についても、今後協議していきたいと考えております。」

#### 事務局

「追加ですが、避難所で避難訓練をやる時、避難所の開設訓練を行い、多くの町会の方にご参加いただき、避難所の運営訓練をやりました。このような機会にぜひ障害のある方にご参加いただきたいと思っております。実際に自分が避難する場所での訓練ですので、地域の方々も、うちの地区にはこういう方がいるんだ、避難所ではこういう配慮をしなくてはならないということが、共有できると思います。」

#### 橋本委員

「問題は避難所へ行くまでのほうです。災害が起きた場合は、避難所に行くまでを、近隣の方にご支援いただく必要がありますので、その辺を含めたものをつくっていただければと思います。」

#### 事務局

「災害時要援護者については、昨年8月に国からガイドラインを踏まえた形で市町村にも通知がきております。その中では、関係者共有方式の台帳の作成。もう1点、民生委員が、地域、一人一人の状況を把握し、誰がどこへ避難をするなどの計画をつくるように示されていますが、それでは難しいと思っております。したがって、今後、民生委員も含め、地域の皆さんとどのように連携していくかは、まず台帳をつくるのが第一段階でして、その後、今ご発言いただいたような、より具体的に支援ができる形を検討していくこととなります。その検討は福祉サービス部が中心となり行っております。」

#### 長浦委員

「昨年、防災訓練に参加したときに、余裕教室で資機材の備品を見学したのですが、備蓄してある食料があまり少なくてびっくりしました。今災害が来たらどうするんだろうと思いました。」

#### 事務局

「防災の担当部の所管ではありませんが、市政懇談会等で所管がお答えしていますのは、緊急対応として3日分、例えば水とか食料でも、各家庭において備蓄を心がけていただきたいとお願いしております。それ以後になれば、行政として組織で動けますが、災害直後は、食料なり水なりを各家庭に全部支給するのは、困難であることから、3日分は何とか備蓄していただきたいとお願いしております。」

#### 篠崎委員

「防災の日のイベントの話ですが、聴覚障害者協会も手話通訳をつけて参加したことがあります。そういう場所に手話通訳をつけて参加することで、周りの人に、聞こえない人もいることを理解してもらえますので、そういうイベントを市の主催でやっていただきたいと思います。」

#### 三井委員

「もう一つ意見ですが、歩道の整備について、文章全体を通じて、高齢者、障害者の方の立場に立って、わかりやすくつくっていくことが、一番大事だと思います。できれば、歩道の整備について、年間でどのぐらいの予算を使って、どこの部分が解消できたのかを、広報などで、市民に整備状況がわかるような配慮をしていただければと思います。」

#### 事務局

「ご意見については、担当部局と十分話してみたいと思います。ただ、ご理解をいただきたい点として、歩道の段差を解消するには、車道そのものも削る必要があります。ですから、歩道だけの整備がなかなかできないと聞いております。そういう難しさもあるということだけ、ご報告させていただきます。」

#### 三井委員

「いろいろな条件があるとは思いますが、あまりお金がかからない、手のつけやすいところからでも整備をしていただければと思います。」

#### 御郷委員

「歩道の話ですが、JR船橋の南口から市役所に向かってきますと、歩道が自転車の駐輪場になっています。車

いすの方たちが移動するときには非常に困る点がありますので、早急に撤去していただければありがたいと思っています。」R船橋駅のエレベーター設置についても、10年前は、無理だと強硬に言われましたが、昨年度にエレベーターが設置されまして、これもやはりバリアフリー法、そして市民の皆さんや行政の皆さんのおかげだと、思っております。また、障害者用の駐車場についても確保されてきております。こうした配慮により、障害者が外に出る機会がますます増えていることを喜んでおります。今後とも、こうしたことを推進していただきたいと思っております。」

#### 宮代委員

「災害時のことですが、オストメイトの方はなかなか名乗り出にくいということからも、できればオストメイト等内部疾患の方についても対応できる避難時の設備についての記載もご検討をお願いできればと思います。」

#### 伊藤委員

「福祉避難所の設置の関係部署が防災課になっておりますが、ここに防災課だけではなく、障害福祉課も入れていただきたいのが1点と、福祉避難所の設置について現在ある資源の活用と一言入れていただければと思います。」

#### 事務局

「福祉避難所について、市としては、老人福祉センター、公民館などを候補として、そこを福祉避難所として検討していく防災計画を練っております。今度、どこの公共施設が福祉避難所になるかは逐次決めて公表していくようになると思います。」

#### 仙波委員長

「例えば地震については静岡では、緊急の場合、既存のものを利用して避難所とし、そこに薬などを何ヶ月分が備蓄し、市民にもPRしていますので、地震があればそこに駆けつけることとなります。船橋にも施設が幾つかあると思いますが、いかがでしょうか。」

#### 事務局

「きょうは計画書を持ってきておりませんが、市内の公共施設を福祉避難所とすると、防災計画の中で定められています。ただし、いきなりそこに行くのではなく、通常の避難所で保健師等が対応し、状況に応じて、逐次そちらに誘導していく計画になっていると思います。詳細については次の委員会ではご報告します。」

#### 橋本委員

「交通の件ですが、他市には、お散歩バスという形で、通常の路線図のバスと違った道に行くバスがあります。例えば、公民館から公民館とか、新京成線北習志野駅から船橋アリーナへの路線があればありがたいと思っています。そういう交通網の整備についても、お考えいただければと思います。」

#### 事務局

「コミュニティーバスのことだと思いますが、船橋は市内に鉄道が9本、駅が35あり、非常に交通の便もよく、そこからバス路線も出ていることから、コミュニティーバスを今やるという考えは、計画の中ではありません。ただ一部、バス等が思うようにいないところでは、教習所の送り迎えの車や老人福祉センターの送り迎えのバスに同乗できるようにしてあり、少しでも利便性を図れるように、対応しているところです。それについての情報も次回までに用意いたします。」

#### 篠崎委員

「資機材などの確保について避難生活を送るために障害のある人に配慮した整備をするとありますが、この中に例えば聴覚障害者について、例えばOHPやホワイトボードなどの設備について何か計画はあるのでしょうか。」

事務局

「福祉の避難所は公共施設を使いますので、基本的には用意されていると思います。ただ、被害の状況によっては、それがうまく活用できるかは変わってくると思います。」

仙波委員長

「非常にたくさんのご意見が出ておりますが、この辺りでよろしいでしょうか。障害者に対する配慮された緊急避難の対策をぜひお願いしたいというのが総体的な要望であったと思います。それでは、最後に事務局から次回の予定等について、ご報告をお願いします。」

事務局

「本日はたくさんのご意見をありがとうございました。本日いただいたご意見に関しては、関係各課とも検討しまして、次回の第6回にて、皆様にその結果をお示しします。次回の第6回ですが、5月の第3週を予定しております。内容ですが、今回ご意見のあった箇所の修正案とあわせて、各論第4章「保健・医療」について議論していただく予定です。」

仙波委員長

「ありがとうございます。では、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。」

了